令和6年度 大学機関別認証評価 評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

## I 評価結果

## 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

## Ⅱ 総評

## 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神・基本理念である「建学の礎」、そのもとに定めた「教育の基本的考え方」において大学の教育目的を明示し、それを学則、大学案内、キャンパスガイド、大学ホームページ等に具体的かつ簡潔に明記している。大学の使命・目的の実現のために「学校法人札幌国際大学中期目標・計画(2022~2024)」を策定し、学長のリーダーシップのもとに教育の質的転換に関する検討を行うなど、社会情勢の変化に対応した施策を打出している。また、必要に応じて学部・学科の再編、カリキュラムの改編を行っている。教育研究上の目的実現のため、学部・学科、大学院で三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)に基づいた教育プログラムを構築している。大学では3学部5学科体制、大学院では3研究科体制とし地域課題の解決を担う教育研究機関として構成し、地域・産学連携センター、生涯学習センター、心理相談研究所を設置している。

# 「基準2. 学生」について

建学の精神・基本理念である「建学の礎」に基づき学部・学科のアドミッション・ポリシーを定め、公表・周知している。各学部・学科に対応した入学試験を行い、各学科の収容定員は概ね満たしている。学生の修学支援体制は教務部(教務課)、学生部(学生課)、全学共通教育部(教務課・国際課)、学生サポートセンターにおいて整備・運営されている。アドバイザー制度により相談支援体制も整備されている。教育課程内外を通じた、就職・進学に対するキャリア支援体制を整備し適切に運営している。また、奨学金など学生に対する経済的な支援は、「生活応援奨学金」「学業応援奨学金」「卒業応援奨学金」などの制度が設定され、適切に支援が行われている。「学生アンケート」の学修環境に関する意見・要望を、法人と教学組織で情報共有し、対応検討の上、大学ホームページ上で学生にフィードバックするなど、外部公表を行う体制が整備されている。

## 「基準3.教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科ごとに定め、大学ホームページ、シラバスを通して学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を、学則、スタディガイド等において適切に定め厳正に実施している。教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを学部・学科ごとに策定し、キャンパスガイド、大学ホームページ等を通じて周知している。また、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・

ポリシーとの一貫性を確保し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。「全学共通教育カリキュラム改革」に取組むなど教養教育の充実を図っており、アクティブ・ラーニングについても積極的に取入れている。三つのポリシーを踏まえた修学点検・評価及び評価の結果のフィードバックも行い、授業改善に役立てている。

## 「基準4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長の配置、大学運営全般の重要事項を審議する運営委員会の設置、大学運営を支える適切な事務組織・事務職員を配置し、適切な教学マネジメントを行う体制が整備されているが、学生の入学や学生の懲戒に関する学長の決定に対して教授会に意見を求めておらず改善が必要である。大学・大学院とも設置基準で定める必要専任教員数を満たしており、教育課程や教育研究上の目的を達成するための十分な教員を配置している。教職員の資質・能力向上への取組みでは、FD(Faculty Development)活動については FD 委員会が中心となって組織的に行い、職員の資質・能力向上のための研修については「札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部職員の人材育成方針」「SD 委員会規程」に基づき実施されている。研究環境については、教員個人に十分な広さの研究室が配置されて、教員個人にも研究費が配分されている。

## 「基準5. 経営・管理と財務」について

「学校法人札幌国際大学寄附行為」、学則、諸規則に基づく運営に努めるともに、理事会が重要事項を決定・執行する機関として機能し、継続的努力で経営の規律と誠実性の維持を図っている。学内業務の円滑な運営を図るため、学内の常勤理事で構成する学内理事会を設置している。評議員会は、予算等の重要な事項について審議している。監事は、監査計画書により監査を行うとともに、理事会、評議員会に出席し、予算等の重要な審議にあたり意見を述べている。大学と法人全体についての財務状況改善も含まれた中期計画が策定された上で財務運営がされている。しかし、支出超過の傾向が続いており、中期計画を適宜検討しながら適切な運営を目指すように今後に期待したい。監査については、適切な体制に基づいて行われている。また、監事による業務監査も行われている。

## 「基準6. 内部質保証」について

大学の使命・目的に沿った自主的な自己点検・評価を行うため、学長をトップとした「内部質保証推進委員会」「札幌国際大学自己点検・評価委員会」を設置し、責任体制を明確にし、内部質保証への全学的な方針を明示しているが、学則にのっとった教授会の運営など、大学運営の改善・向上を目指した内部質保証の仕組みの更なる構築を期待したい。また、三つのポリシーを踏まえた取組みの自己点検・評価に関しては「教学マネジメント推進委員会」が行っており、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、学長を中心とした責任体制を明確にしている。自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として全学で共有するとともに、大学ホームページで公開している。学内の諸情報の集約・分析、調査の実施、情報の提供などの IR(Institutional Research)業務については IR 室が担い、教育改善や業務改善に向けた基礎資料を各部門で共有できる体制を整えている。

総じて、大学は、建学の精神である「建学の礎」及びそのもとに定めた「教育の基本的考え方」により、地域に貢献する人材育成を行うとともに、「学校法人札幌国際大学中期目標・計画(2022~2024)」を掲げ、その実現を目指した施策を展開している。また、民間企業との連携や札幌市をはじめとする周辺自治体との連携事業など時代の変化に対応し、質の高い高等教育機関として地域社会に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域産学官連携による地域貢献と 教育水準の向上」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

- 1. 海外協定校との学生交流
- 2. 外国人留学生の日本語力向上のための取組み
- 3. 留学生の受入れ拡大に向けた取組み

## Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命·目的等

## 【評価】

基準1を満たしている。

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
  - 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
  - 1-1-② 簡潔な文章化
  - 1-1-3 個性・特色の明示
  - 1-1-4 変化への対応

## 【評価】

基準項目1-1を満たしている。

## 〈理由〉

建学の精神・基本理念である「建学の礎」、そのもとに定めた「教育の基本的考え方」に基づき、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を学則に簡潔かつ明確に定めている。「真の国際人は郷土の文化や歴史を知ることが大切であるという姿勢」を貫く中で、地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人の育成を目的とした大学の使命・目的を学則に定め表記している。

大学を取巻く環境に対応し、必要に応じて学部・学科の再編、カリキュラムの改編を行っている。また、「学校法人札幌国際大学中期目標・計画」を策定し、学長のリーダーシップのもとに「教育の質的転換」に関する検討を行うなど、社会情勢の変化に対応した施策を打出している。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-3 中長期的な計画への反映
- 1-2-4 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

## 【評価】

基準項目1-2を満たしている。

## 〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的は、各会議体での審議過程で、役員、教職員が関与・ 参画して、理解と支持を得る仕組みとなっており、大学ホームページ、学生ポータルサイト、キャンパスガイドなどを通じて学内外に周知している。「中期目標・計画」を 5 か年単位で策定し、使命・目的及び教育研究上の目的実現に向けて努力するとともに、三つのポリシーを策定している。

教育研究組織は、大学では人文学部 2 学科、観光学部 1 学科、スポーツ人間学部 2 学科 の 3 学部 5 学科体制、大学院では心理学研究科、観光学研究科、スポーツ健康指導研究科 の 3 研究科体制とし地域課題の解決を担う教育研究機関として構成し、地域・産学連携センター、生涯学習センター、心理相談研究所を設置している。

## 基準 2. 学生

## 【評価】

基準2を満たしている。

# 2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

## 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

## 〈理由〉

学則に定められた教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、入 学試験要項、大学ホームページ、オープンキャンパスや入試説明会等で周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れは、入試企画室、アドミッションセンター、入試作問委員会が連携運用し、その検証はIR 室も加わり行われている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、人文学部、スポーツ人間学部

の各学科は収容定員を概ね満たしている。

入試問題は、入試作問委員会により作成されている。

#### 〈参考意見〉

○観光学部観光ビジネス学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるが、改善傾向にあるため、引続き努力されることが望まれる。

## 2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

## 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制として、教務部(教務課)、学生部(学生課)、全学共通教育部(教務課・国際課)、学生サポートセンターなど整備し、運営している。

TA 等の活用をはじめとする学修支援については、学修ポートフォリオの導入、SA(Student Assistant)・TA の採用、アドバイザー制度の導入などの取組みを展開し、全学的にオフィスアワー制度を実施している。

障がいのある学生への配慮は、「学生サポートセンター」において、相談、支援のコーディネートなどの取組みを行っている。

# 2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援については、インターンシップ制度の導入・実施や就職活動を支援する教育課程内科目の開設、就職活動の支援・相談場所として「キャリア支援センター」の設置などの体制を整備している。

就職・進学に対する相談・助言のため、全教職員共通理解のもと支援を行う体制を整備し、学生と企業が交流する「学内業界研究セミナー」や、学生の資格取得支援の講座開設、 就職ガイダンスなどを展開している。

# 2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生部・学生課、学生サポートルーム、 学生相談室、保健室を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生 の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを実施している。

奨学金など学生に対する経済的な支援は、「生活応援奨学金」「学業応援奨学金」「卒業応援奨学金」などの制度を設け、運用している。

## 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

## 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理については、校地、運動場、校舎、 図書館、体育施設、情報処理施設、附属施設を整備し、有効に活用している。

実習施設、図書館等の有効活用については、教育目的の達成のため、快適な学修環境を整備し、有効に活用しており、図書館は、適切な規模で、十分な学術情報資料を有しており、開館時間を含め十分に利用できる環境を整備している。また、コンピュータなどのICT(情報通信技術)環境を適切に整備している。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性の整備対応が進められている。

授業を行う学生数の適切な管理の整備が進められている。

施設・設備の安全性に関しては、計画に基づき耐震・防災対策を実施し、各部署が連携 して適切に管理している。

#### 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

## 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、全学生 を対象に「学生生活アンケート」を実施し、対応策を大学ホームページ上で公表している。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、学生サポートセンターによる面談実施や、学生情報の共有管理体制を整備し、学生生活の改善に反映している。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、法人と 教学組織で情報を共有し、「学生生活に関するアンケート調査」の結果を分析し、対応を検 討の上、大学ホームページ上で学生にフィードバック、外部公表を行う体制を整備してい る。

#### 基準 3. 教育課程

## 【評価】

基準3を満たしている。

## 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修 了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

## 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

## 〈理由〉

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーが定められており、大学ホームページを通じて周知されている。これをもとに学科ごとにディプロマ・ポリシーが定められており、大学及び大学院学則第 4 章「授業科目、単位数及び履修方法」にのっとり、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などが策定・適用されている。これらの情報は、大学ホームページ、シラバス、学生に配付のスタディガイドによって周知されている。

#### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーが定められており、大学ホームページを通じて公開している。カリキュラムツリーから、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性、一貫性が明確になっており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が編成されている。履修登録単位数の上限を設定し、事前事後、授業時間の総時間が、学修や日常生活に支障が出ないよう配慮している。

「全額共通教育カリキュラム改革」に取り組むなど教養教育の充実を図っており、PBL(Problem Based Learning)やグループワーク、フィールドワーク等のアクティブ・ラーニングについても積極的に導入を図っている。その成果や自己点検・評価の結果を参考に、クォーター制や105分授業の導入に関わる工夫や対応の検討を行うなど、教授方法の工夫・開発と効果的な実施を図っている。

## 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目3-3を満たしている。

#### 〈理由〉

IR 室が各種アセスメントテスト等の分析と報告を行い、そのデータを活用して教学マネジメント推進委員会が三つのポリシーの点検や評価・改善の提言を行っている。点検については、各学科が毎年「カリキュラム/3ポリシー等点検シート」を活用し、運用状況や改善点の有無について検討している。

学修ポートフォリオを活用し学生の学修状況や成果を把握しているだけでなく、カリキュラムと授業実態に関する学生調査、授業評価アンケートなどを実施し、その結果をフィードバックし授業改善に役立てている。

## 基準 4. 教員·職員

## 【評価】

基準4を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントについては、学長を補佐するために副学長を配置し、 大学運営全般の重要事項を審議する運営委員会が設置され、学長のリーダーシップを適切 に発揮できる組織体制が整備されている。

教授会は学則において、役割や位置付けが明確に定められている。しかし、「学生の入学に関すること」「学生の懲戒に関すること」については、決定する前に教授会に意見を求めていないため、学内規則に基づく適切な対応が必要である。

学長、学部長、研究科長、教務部長等で構成される教学マネジメント推進委員会を設置し、教育上の重要事項を審議するとともに、卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れに関する各々の方針を踏まえた取組みについて点検・評価を行っている。大学運営を支える事務組織に職員が適切に配置され、学長のリーダーシップのもとに、教学マネジメントを行う体制が整備されている。

#### 〈改善を要する点〉

- ○「入試判定委員会」の構成員に教授会以外の者が含まれているため、教授会で学生の入 学について意見を聴くよう改善を要する。
- ○学生の懲戒に関することについては、学内規則において教授会の意見を聴くことが必要 とされているが、決定した後に教授会において報告しているため改善が必要である。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学・大学院とも設置基準で定める必要専任教員数を充足し、教育課程の運営や教育研究上の目的を達成するため、十分な教員を配置している。

教員の採用・昇任については、「札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程」に定められた手続きにより適切に行われている。

教育内容・方法等の改善に向けた FD 活動については、FD 委員会が中心となって組織的に行っており、FD 研修の欠席者に対しても、研修資料の配付など適宜フォローアップ

を行っている。また、授業改善の取組みとして授業評価アンケートや授業公開を行っている。

## 4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向 上への取組み

## 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

## 〈理由〉

教職員の資質・能力向上のための研修については「札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部職員の人材育成方針」「SD 委員会規程」に基づき積極的に実施されている。具体的な活動テーマは「ハラスメント防止研修」「コンプライアンス研修」「事務職員の階層レベルに応じた研修」など有意義なものが設定されており、欠席者に対しても動画を配信するなど手厚いフォローがされている。

また、学外での研修会等への参加も推奨されており、日本私立大学協会北海道支部主催の初任者研修会・中堅実務者研修会・中堅指導者研修会・課長職相当者研修会に対象者が参加しスキルアップを図り、資質や能力向上に努めている。

#### 4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

## 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

研究環境については、教員個人に十分な広さの研究室が配置されている。

科学研究費助成事業等の公的研究費については、「札幌国際大学・札幌国際大学短期大学 部公的研究費運営・管理規程」があり、研究倫理の確立、研究費の管理についても適切に 運営されている。

また、「学校法人札幌国際大学教育研究費内規」があり、教員個人にも研究費が配分されている。そのほか「奨励教育・研究費助成に関する規程」があり、学内公募により採択された課題に対しても研究費が配分されるという制度により競争原理が働いている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

## 【評価】

基準5を満たしている。

## 5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-3 環境保全、人権、安全への配慮

## 【評価】

基準項目5-1を満たしている。

## 〈理由〉

法人の使命・目的を実現するため組織体制や諸規則を整備するとともに、「中期目標・計画」を策定し、点検・評価を行うなど継続的な運営努力を行っている。また、社会に対する説明責任を果たすため、私立学校法に定める財務内容等の情報、寄附行為、学校教育法施行規則に定める教育情報等を大学ホームページにおいて公表している。

LED 化や太陽光発電施設の設置等による環境への配慮、「札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」の整備や苦情相談への対応等による人権への配慮、日常の施設設備の管理体制の整備や防災訓練等による安全への配慮を適切に行っている。

#### 〈参考意見〉

○危機管理マニュアルについて、できる限り早期に整備されることを期待したい。

#### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

## 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

法人の管理運営は、寄附行為及び「学校法人札幌国際大学理事会規則」によって理事会が重要事項を決定・執行する機関として機能しており、令和 5(2023)年度の理事会は 7 人の理事により、年 5 回開催している。

また、学内業務の円滑な運営を図るため、学内の常勤理事で構成する学内理事会を設置している。学内理事会は、理事会の委任を受けた事項、理事会に提案する事項や予算執行に関する事項等について審議を行っており、令和 5(2023)年度の学内理事会は年 18 回開催している。

#### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学の代表である学長が理事として理事会や学内理事会に出席し、法人の意思決定に参画している。また、評議員会は、寄附行為第22条に基づき18人が選任されおり、そのうち5人が札幌国際大学の教員であり、教学側の意向を反映できる仕組みを整備している。監事は、寄附行為第7条に基づき2人選任されている。また、監事は、監査計画書により監査を行うとともに、理事会、評議員会に出席し、予算等の重要な審議に当たり意見を述べている。

評議員会は、令和 5(2023)年度は、年 4 回開催し、予算等の重要な事項について審議している。

## 5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

## 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

## 〈理由〉

大学や法人全体についての財務状況改善も含まれた中期目標・計画が策定されており、 理事会での承認を経た上で財務運営が行われている。運営資金は豊富にあるため現時点で は運営に支障は来していない。しかし、支出超過の傾向が続いており、安定的な収支状況 を目指すには収容定員の充足と支出の抑制は必要不可欠な要件であるため、中期目標・計 画を適宜見直しながら適切な運営をすることに期待したい。

予算編成については寄附行為にのっとり理事会で検討されているが、より適切な予算を 作成するように努めることが望ましい。

外部資金の導入については私立大学等経常費補助金の積極的な獲得を目指している。 資産運用については「学校法人札幌国際大学資金運用規程」の定めにより適切に運用されている。

#### 〈参考意見〉

○過去5年間の財務状況については、全ての年度において経常収支がマイナスとなっているため、入学者の確保と支出の抑制に努め、収支状況のバランスに配慮されたい。

#### 5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

基準項目5-5を満たしている。

#### 〈理由〉

予算書作成から決算書作成までの処理については規則にのっとり理事会にて審議され処理されている。また、日常の会計処理については適切に行われている。

監査については、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査、私立学校法に 基づく監事による監査が実施されており、適切な体制に基づいて監査が行われている。

また、会計監査だけでなく監事による業務監査も行われている。

## 基準 6. 内部質保証

## 【評価】

基準6を満たしている。

## 6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学長をトップとした「内部質保証推進委員会」「札幌国際大学自己点検・評価委員会」を設置し、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。「内部質保証推進委員会」は、自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価結果の点検と改善の管理を行い、「札幌国際大学自己点検・評価委員会」が自己点検・評価の実施及び報告書の作成を行っている。

また、三つのポリシーを踏まえた取組みの自己点検・評価に関しては学長をトップとした「教学マネジメント推進委員会」が行っており、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、学長を中心とした責任体制を明確にしている。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

## 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

## 〈理由〉

学則において、自己点検・評価の実施とその結果の公表を明記し、「札幌国際大学自己点 検・評価委員会」を設置し、「札幌国際大学自己点検・評価委員会規程」に基づき自主的、 自律的な自己点検・評価を行っている。

「札幌国際大学自己点検・評価委員会」では、機関別認証評価の基準項目に沿った、エビデンスに基づく全学的な自己点検・評価を毎年実施し、この結果は「自己点検・評価報告書」として全学で共有するとともに、大学ホームページで公開している。

学内の諸情報の集約・分析、調査の実施、情報の提供などの IR 業務については IR 室が担い、教育改善や業務改善に向けた基礎資料を各部門で共有できる体制を整えている。

## 6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

#### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

## 〈理由〉

大学の教育の質保証においては「建学の礎」や三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を実施し、中期目標・計画の進捗状況を確認するなど内部質保証のための PDCA サイクルを確立している。教授会の役割については内部質保証システムの更なる機能化が望まれる。

自己点検・評価などの結果を踏まえた中期目標・計画に基づき、大学運営の改善・向上 のための内部質保証の仕組みが機能するよう努めている。

自己点検・評価は、「内部質保証推進委員会」及び学長を介して理事会・評議員会と連携をとっており、大学運営や法人経営についての、改善・向上のための内部質保証の仕組みは機能している。

#### 〈参考意見〉

○学生の入学や懲戒に関する教授会の役割について改善事項があり、内部質保証システム が更に機能することが望まれる。

## 大学独自の基準に対する概評

基準A. 地域産学官連携による地域貢献と教育水準の向上

#### A-1. 大学リソースの提供による地域課題解決

- A-1-① 情報教育リソースの提供による地域教育基盤構築に対する貢献
- A-1-② 留学生リソースの提供による地域教育基盤構築に対する貢献
- A-1-③ 健康・運動リソースによる地域課題解決に向けた貢献

- A-2. 地域産学官連携による地域人材の育成
  - A-2-① まちづくりへの参画による地域人材の育成
  - A-2-② 企業連携による産業人材の育成

## 【概評】

「大学リソース提供による地域課題の解決」については、情報教育リソースを提供し、プログラミング、e・スポーツやドローン操縦体験等を実施するだけでなく、札幌市の後援でプログラミングの出前授業や公開講座を実施している。留学生リソースを提供し、市内の小・中学校の児童・生徒と多文化共生プロジェクトを実施し、互いの交流を促進している。留学生にとっては日本文化を学び、社会貢献を理解するための機会となっている。健康・運動のリソースを提供した事業では、「SIU スポーツクラブ」を通してキャンパスが所在する札幌市清田区と連携し、区民の健康の維持・増進を図っている。脳の活性化につながる研究と連動した活動は、次年度から研究と健康意識の向上を図る活動が本格化する。パラスポーツによるインクルーシブ教育にも取組み、地域貢献を図っている。どのリソースを提供した事業も学生中心に考えられており、長期的な視点に立ち継続性を重視している。

「地域産学官連携による地域人材の育成」については、まちづくりへの参画による地域人材の育成では、学生の防災教育を目的として地域や避難所における食事提供の観点から、札幌市農協、食事提供事業者等との連携によって、食の提供に関わる事業を実施している。留学生等へのインタビューを通じて、外国人居住のための「やさしい日本語ガイドライン」を作成する等、行政と多文化共生社会の形成に貢献している。企業連携による産業人材の育成では、北海道コカ・コーラボトリング株式会社と地元商品を開発し、地域探求と実践的な商品開発の場を提供している。清田区主催の食や音楽を楽しむイベントに学生がボランティアとして参画し、体験学習の成果を挙げている。プロ野球チームの本拠地・北広島市について、若者目線で地域のまちづくりを提案するため、文献・実地調査を実施している。どの事業も大学の持つ差別化されたリソースを効果的に活用している。

## 特記事項(自己点検評価書から転載)

# 1. 海外協定校との学生交流

国際センターでは連携協定による大学間交流を積極的に行っており、その中でもショートステイプログラムの受入れは北海道の地域性の特色を生かした文化研修を提供し、相互交流を深める貴重な機会となっている。新型コロナウイルス感染症により一時中断していたものの、令和5(2023)年6月には中華民国の協定校から学生10人と引率教員1人を受入れ、5日間の文化交流研修を行った。本学学生との交流、日本語クラスの受講、日本や北海道の文化に触れる体験、札幌・小樽観光など様々な体験プログラムを用意し、本学の学生にとっても有意義な交流となった。スキーなどのウィンタースポーツの体験プログラムは大変人気があることから、令和6(2024)年1月には協定校である中華民国の高校から生徒・教職員あわせて36人を受入れ、ニセコでのスノーアクティビティ体験を盛り込んだ5日間の文化研修プログラムを提供した。

## 2. 外国人留学生の日本語力向上のための取組み

外国人留学生の日本語力向上のため、プレースメントテストの結果により留学生の日本語レベルを把握しクラス分けをして日本語クラスの授業を展開し、週2コマで展開している。レベルは中級、中上級、上級をそれぞれ複数クラス用意し10人程度の少人数制を採用し、選択科目では日本語能力検定(JLPT)のN2、N1受験対策クラス、ビジネス日本語クラスも開講し、常時約10クラスでの授業展開をしている。また、JLPT受験対策や模擬試験の実施、ビジネス日本語能力テスト(BJT)受験対策などの資格取得を全面的にバックアップする体制をとっている。主に中級レベルの留学生を対象に長期休業期間に集中講座を開講し、授業以外での日本語学習機会を多数用意して留学生の日本語力向上を図っている。

## 3. 留学生の受入れ拡大に向けた取組み

海外協定校からは、編入学制度やダブルディグリー制度を利用した入学者の受入れをしている。オンラインでの大学説明や入学相談を実施し、入学を希望する留学生へ丁寧な説明を行っている。国内の日本語学校からの受入れは北海道内に限らず、首都圏、関東圏、関西圏などからの入学希望者もおり、入学試験の実施においては本学の会場のほかに東京での試験会場も設けている。また、年間5会場程度の留学生を対象にした説明会に参加し、大学進学を希望する日本語学校に通う留学生や日本語教師への説明を行っている。入学試験は海外にも会場を設け、令和5(2023)年度は海外協定校での実施のほかに、中華人民共和国(瀋陽)、ミャンマー連邦共和国(ヤンゴン)、大韓民国(釜山)で入学試験を実施した。